

市労連および市教協は、京都市人事委員会に対し、申し入れを行いました

私たちの賃金や手当などの勤務条件は、秋に出される京都市人事委員会の勧告をもとに、組合と当局の交渉によって決定されます。昨年、新型コロナの影響で大きく遅れた人事委員会勧告にむけた民間給与実態調査が、今年は4月26日から開始となりました。

この調査開始にあたって、市労連および市教協は4月21日に、人事委員会に対して「要請書」を提出し、申し入れを行いました。

7月からの賃金カットを踏まえた勧告を求める

組合は、2月の賃金カット条例提案に対して、人事委員会がどんな意見を議会に対して述べたのか問いました。人事委員会は「本委員会の報告及び勧告に基づく給与水準が確保されることを望むものであると、意見を申し述べた」と答えました。

しかし人事委員会は、組合からの「賃金カット後の公民比較を行うこと」との要求に対しては、「給与減額措置は特例的なものであり、本委員会としては本来あるべき職員の給与水準を示す必要があることから、減額措置がないものとした本来の職員給与を基礎として行うことが適当と考えている。一方で、実際に職員に支給された減額措置後の給与についても把握する必要があると考えている」と述べました。

組合は再度、「本来あるべき職員の給与水準は、昨年の勧告通り据え置き給料表である。賃金カットでさらに民間給与と乖離していることを明らかにしたうえで、格差解消を求める勧告をすべきだ」と求めました。

長時間労働の解消、定年引上げについて

長時間労働の解消を求める要求について、人事委員会は「(コロナ対応で)上限時間数をはるかに超える時間外労働を行う職員が相当数発生していることは、本委員会としても強い危機感を抱いている。引き続き任命権者と

連携していきたい」と述べました。

組合は、若手保健師の退職が後を絶たないことを指摘し、処遇改善および働き方の改善を求めました。

定年引上げについて、人事委員会は「定年が引き上げられることとなれば、本市の人事給与制度にとっても大きな転換点となるものであり、今後の国の動向を注視しつつ、皆様(組合)や任命権者からのご意見も踏まえながら、報告及び勧告の内容についても検討を進めていきたい」と述べました。

市教協は教職員の給与格差の是正を要求

同日、市教協としても人事委員会への申し入れを行いました。市教協は、教員の給与が京都市の民間給与の実態に準拠していない問題、府立学校の教員の給与の方が上回っている実態の是正を求めました。

この格差は、府費・府並みから市費へ移管する際に、府と市の民間給与の実態に準拠させるのではなく、前年との格差だけを適用したことから起こった問題です。市の民間給与実態が府の民間給与実態を上回っているの、市職員給与が府職員給与を上回っているのは当然です。ところが教員給与に関しては、府の方が市の方を上回っています。

この問題点については市教委も認識していますが、市教委としては、「人事委員会の勧告がなければ是正は困難。人事委員会に対して働きかけたい」との態度です。一方人事委員会は、「人事委員会としては行政職について勧告を行うもので、他の職種はそれに準じて対応してほしい」と言うばかり。

この日の申し入れに対しても人事委員会は、是正に向けてのはっきりとした態度は示しませんでした。教職員の皆さん、人事委員会や教育委員会に対する要求を、ぜひ組合に集中してください。団結の力で格差の是正を実現しましょう。

京教済「総合共済」のおすすめ

京教済の総合共済は、月々600円の掛け金で、退職時には掛け金の全額が戻ってくる上に、加入期間中、様々なお祝いやお見舞いの給付があります。給付されるものとしては、結婚祝い金(1万円)、出産祝い金(5千円)、結婚記念日祝い金(2万円)などの祝い金や、火災見舞金(最高10万円)、自然災害見舞金(全壊10万円、半壊5万円、部分壊1万円)、その他、親族が亡くなった時の見舞金などがあります。若いうちに加入していただく方がお得です。

加入の申し込みは、市高教組 TEL075-771-1328、または 京教済 TEL075-752-9150

